



数字やローマ字1字の商標は「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」として登録することができないと聞きましたが、同様の理由で漢字1文字も商標登録できないのでしょうか？

(兵庫県 W. I)



1. はじめに

商標法では、登録の要件として自他商品等識別力、すなわち、その商標により需要者が何人の業務に係る商品（役務）であるかを認識できる機能を有していることが必要となります。そして、同法3条1項では、自他商品等識別力を有さない商標を列举し（同1～6号）、それに該当するものについては登録を受けることができないと定められているところ、そのうちの一つに「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標」（同5号）が挙げられています。

ご質問にもあるように数字やローマ字1字は実務上、上記標章に該当するとして原則的に登録できないとされていますが、漢字1字の場合はどのように取り扱われるのでしょうか。「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」の内容を踏まえて考えていきましょう。

2. 漢字1字の「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」該当性について

「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」とは、その構成が極めて簡単なものであって、世間一般にそのように認識されているものをいいます。その

具体的な内容は、商標審査基準（第14版）に以下のように例示されています。

※「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当するもの（一部抜粋）

(ア)数字について

・数字は、原則として……該当する。

(イ)ローマ字について

①ローマ字の1字又は2字

②ローマ字2字を「-」で連結したもの

(ウ)仮名文字について

①仮名文字（変体仮名を含む。）1字

②仮名文字のうち、ローマ字の1字の音を表示したものと認識されるもの

③仮名文字のうち、ローマ字の2字の音を表示したものと認識されるもののうち、そのローマ字が商品又は役務の記号又は符号として一般的に使用されるもの

商標審査基準には、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」の例として上記以外に図形、立体的形状等が挙げられているものの、漢字については何ら触れられていません。これは漢字の場合、たとえ1字であったとしても複数の意味、読み方があり、極めて簡単とは言いがたいと考えられます。

このように漢字1字の商標は、直ちに

「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当するとまではいえず、その他の拒絶理由（同法3条、4条等）に該当しなければ、商標登録される可能性があるといえます。

参考までに過去の特許庁の審査において登録が認められた漢字1字のみからなる商標の例を挙げます。

- ・「万」（登録4359518号）
20、24、35、41類に属する指定商品、指定役務
- ・「兆」（登録5101757号）
28類「釣り具」
- ・「風」（登録6011951号）
33類「泡盛、合成清酒」等
- ・「土」（登録6122876号）
33類「泡盛、合成清酒」等

3. おわりに

このように漢字1文字であっても商標登録される可能性があるため、その使用は他人の商標権侵害となるおそれもあり注意が必要です。また、現在使用しているか使用する予定のこの種の商標がある場合には、今後の使用の安全を確保するためにも商標登録されることをお勧めします。